

外国人児童生徒等教育の現状と課題

令和4年12月

文部科学省総合教育政策局
国際教育課



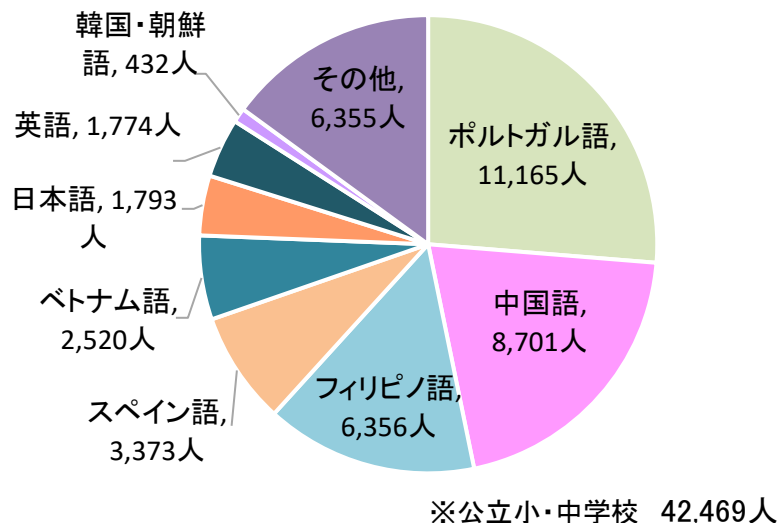
文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

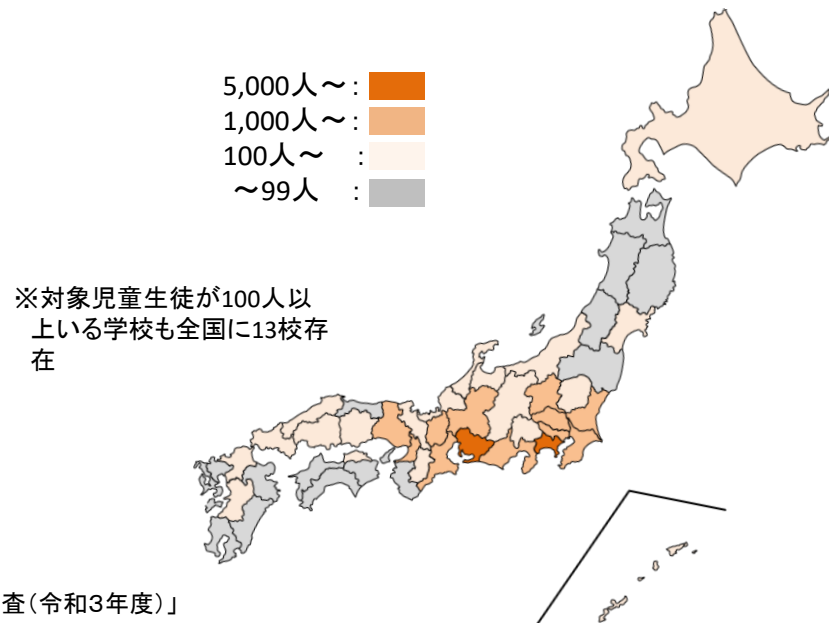
共生社会の実現に向けた帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援

- 外国人がその保護する子を公立義務教育諸学校へ就学させることを希望する場合、**国際人権規約等を踏まえ、無償で受け入れ**ており、日本人児童生徒と同一の教育を受ける機会を保障。
 - 公立学校における日本語指導が必要な児童生徒(日本国籍含む)は**約10年間で1.8倍増(令和3年度に5.8万人超)**。
 - 他方、こうした児童生徒のうち**1割程度が、日本語指導等の特別な指導を受けることができていない**。
 - また、令和3年度の調査では、**約1万人の外国人の子供が、就学していないか、就学状況が確認できていない状況**にあることが明らかに。
- ⇒ 外国人の子供の**就学促進**を図り、日本語指導が必要な児童生徒に対する**指導・支援体制を充実**させるとともに、日本人と外国人の子供が共に学ぶ環境を創出することにより、活力ある共生社会の実現を図る。

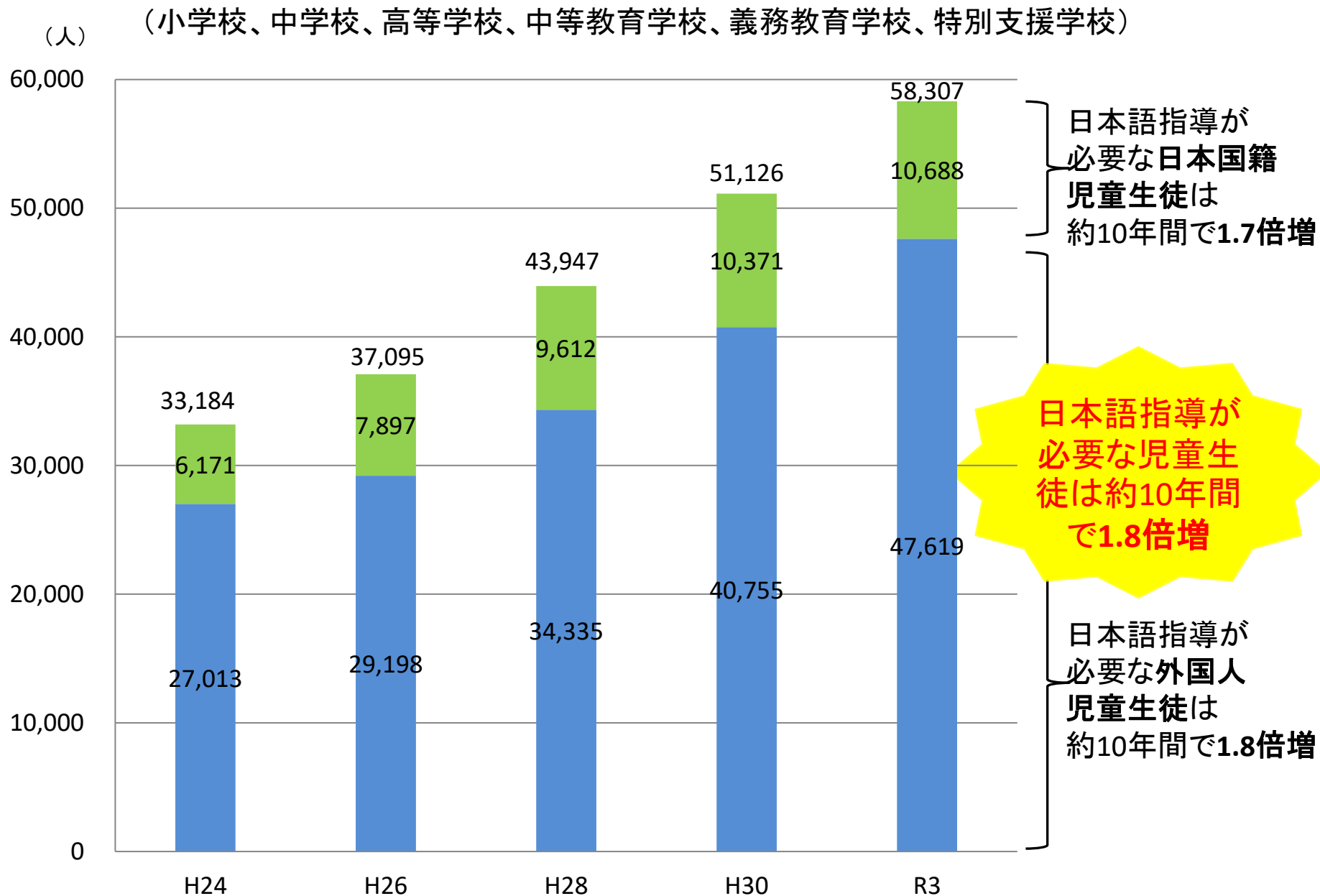
多様化の進展(外国人児童生徒の母語)



集住・散在化(学校への在籍状況)(令和3年度)



公立学校における日本語指導が必要な児童生徒数の推移①



(出典)文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」

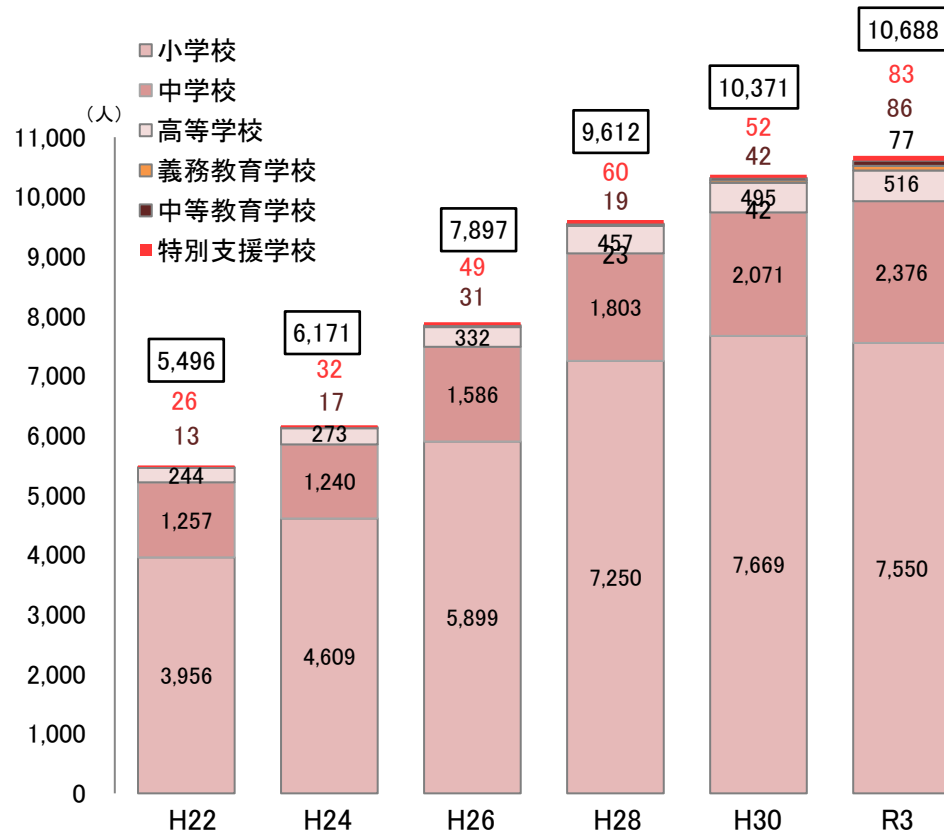
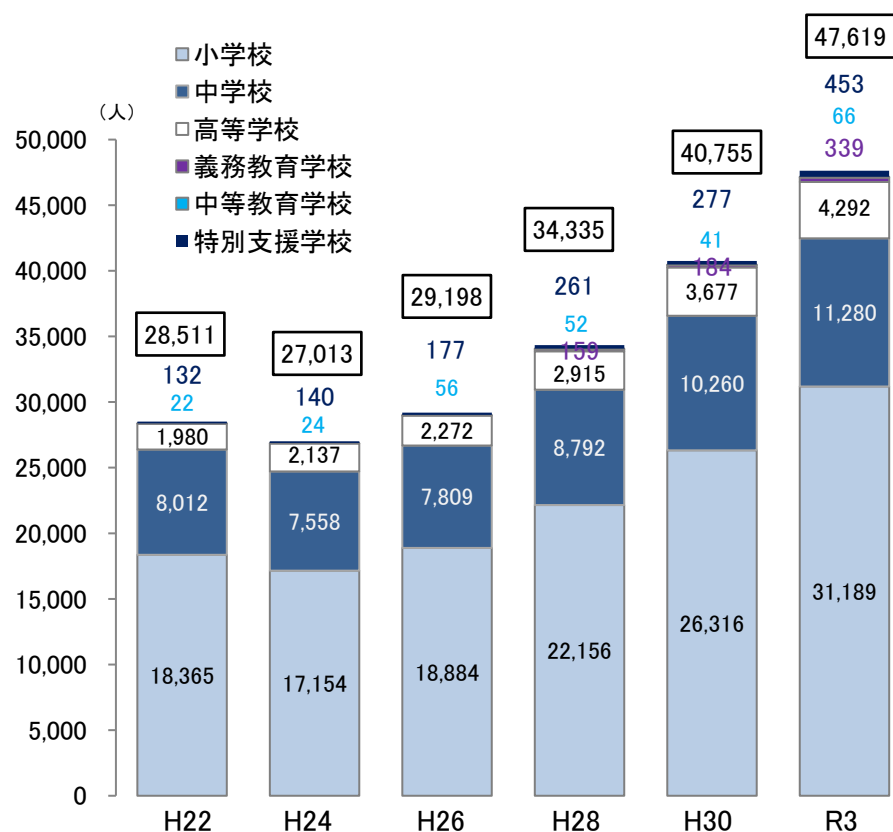
公立学校における日本語指導が必要な児童生徒数の推移②

- 日本語指導が必要な児童生徒については、在留外国人数や外国籍の児童生徒数の増加傾向に伴い、外国籍の者(※)で47,619人(16.8%増)であり、前回調査より6,864人増加し、日本国籍の者は10,688人(3.1%増)であり、前回調査より317人増加した。

※ 公立学校に在籍する外国籍の児童生徒の総数は114,853人(23.3%増)であり、このうち日本語指導が必要な者の割合は41.5%となっている。

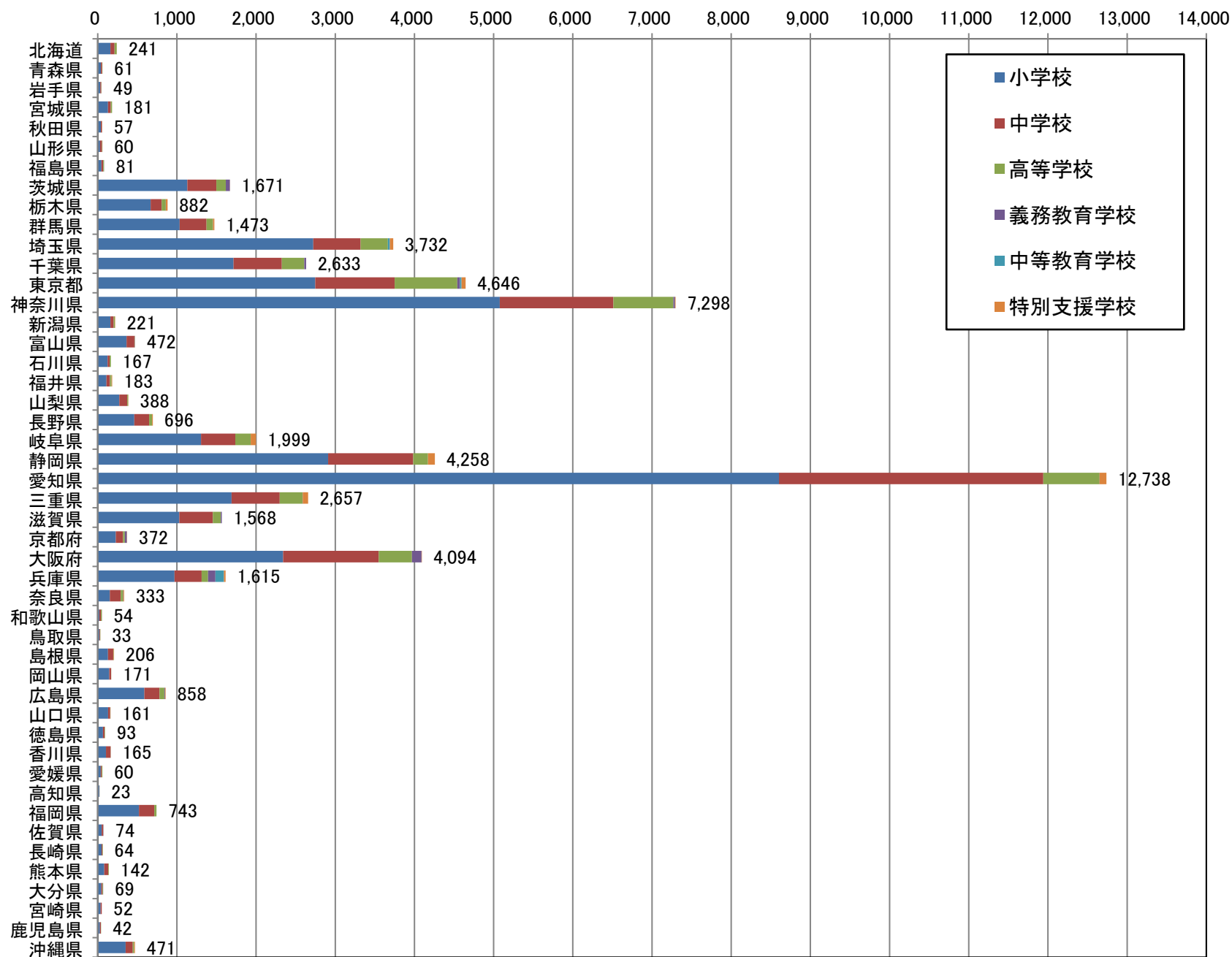
■ 日本語指導が必要な外国籍の児童生徒数

■ 日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒数



日本語指導が必要な児童生徒の学校種別在籍状況（都道府県別）※日本国籍・外国籍合計

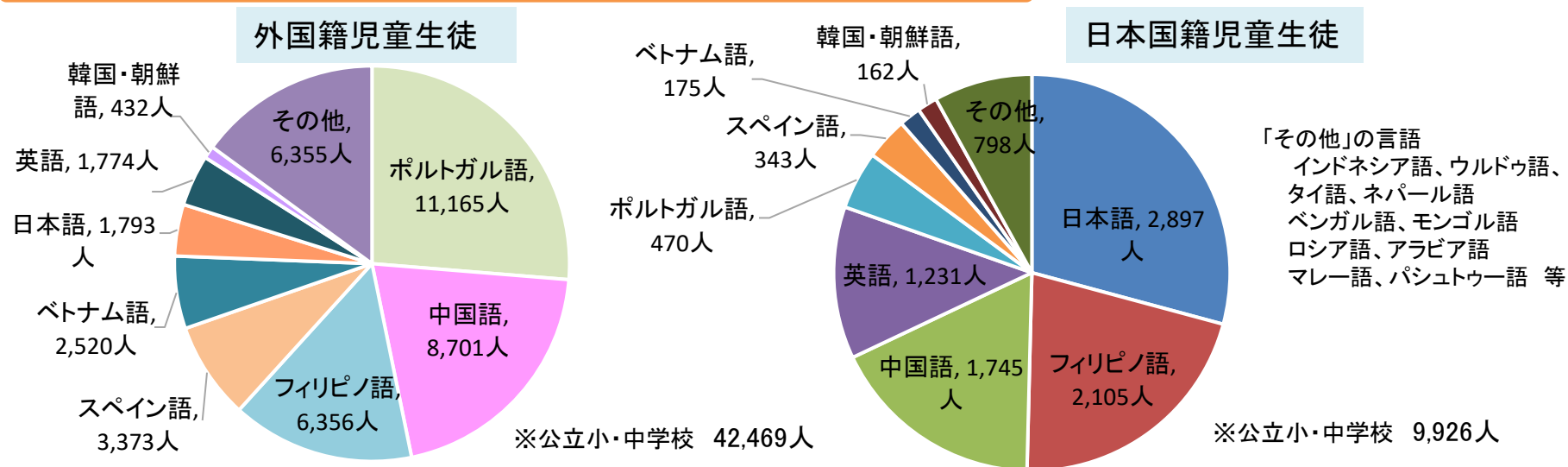
（児童・生徒数：人）



帰国・外国人児童生徒に対する日本語指導の現状①

① 日本語指導が必要な児童生徒は多様化している

(令和3年度)

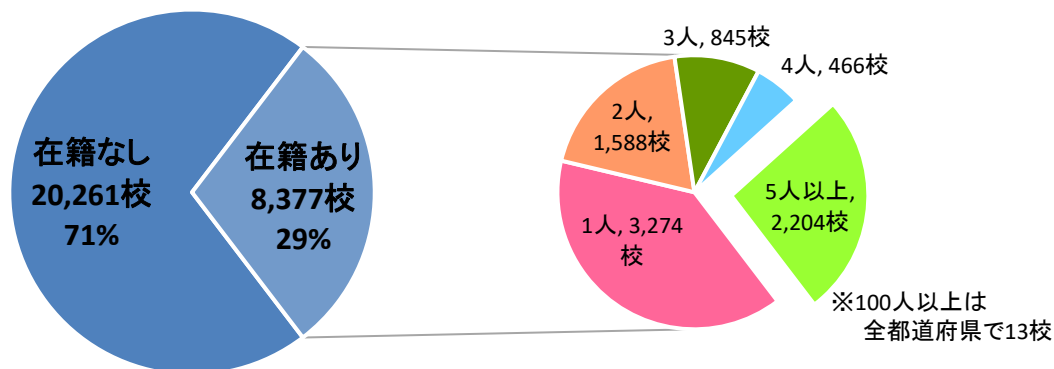


② 日本語指導が必要な児童生徒は集住化・散在化の傾向がみられる

公立小・中学校に日本語指導が必要な児童生徒が在籍する学校数

(公立小・中学校 28,638校)

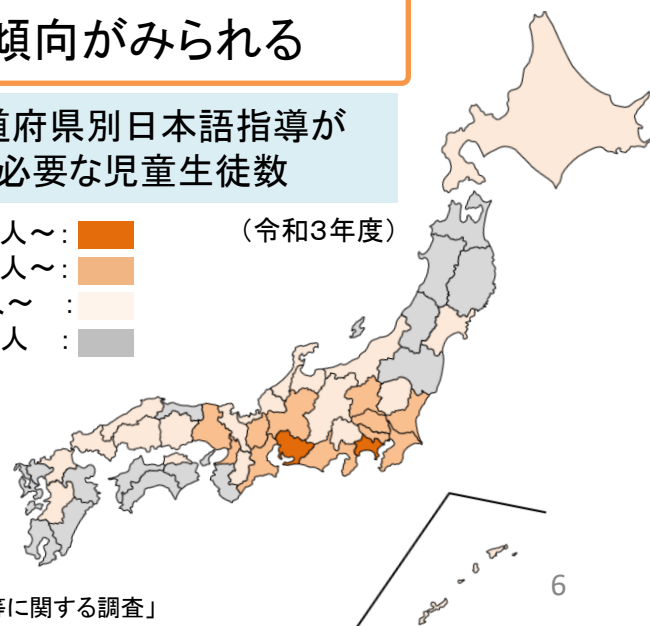
(平成30年度)



都道府県別日本語指導が必要な児童生徒数

(令和3年度)

5,000人～ :
1,000人～ :
100人～ :
～99人 :



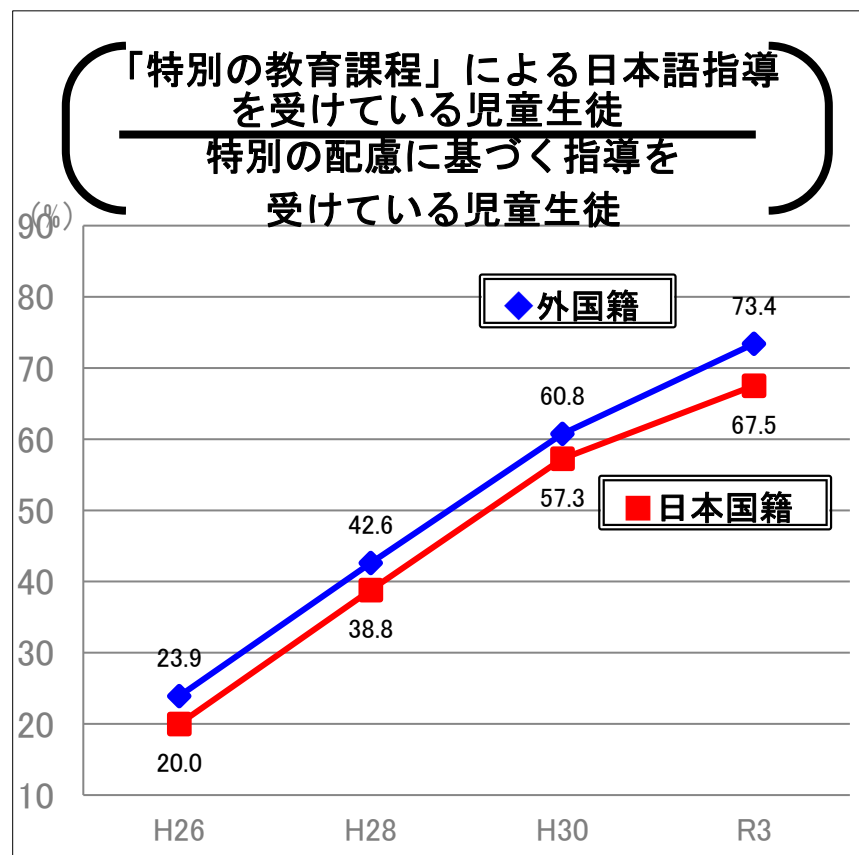
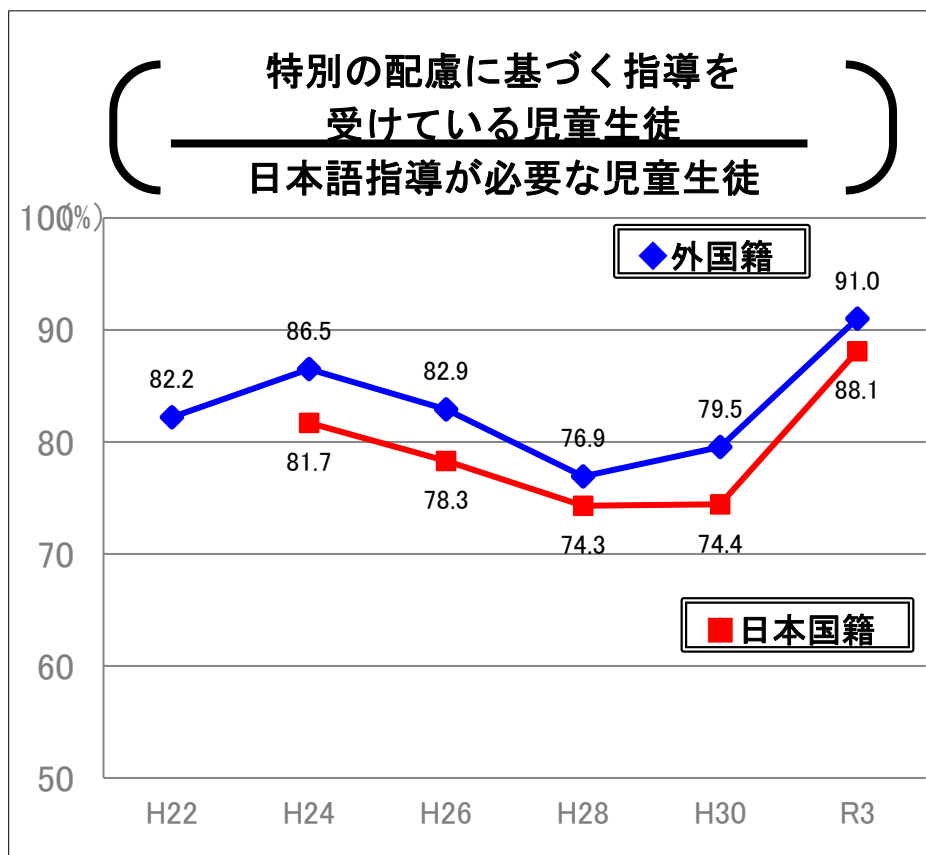
出典: 文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入れ状況等に関する調査」

帰国・外国人児童生徒に対する日本語指導の現状②

- 日本語指導が必要な児童生徒のうち、学校において特別の配慮に基づく指導を受けている割合は、外国籍の者で91.0% (11.5㊦増)、日本国籍の者で88.1% (13.7㊦増)となっている。

このうち、小中学校において一人一人の日本語の能力に応じた個別指導を行う「特別の教育課程」(※)を編成した日本語指導を受けている割合は、それぞれ73.4% (12.6㊦増)、67.5% (10.2㊦増)となっている。

※ 平成26年度から導入され、在籍学級以外の教室などで行われる特別の指導を指す。



【概要】「特別の教育課程」の編成・実施について

【平成26年4月1日に学校教育法施行規則の一部を改正】

第56条の2、第56条の3、第79条、第108条第1項、第132条の3

1. 制度の概要

- ①指導内容: 児童生徒が日本語で学校生活を営み、学習に取り組めるようになるための指導
- ②指導対象: 小・中学校段階に在籍する日本語指導が必要な児童生徒
- ③指導者: 日本語指導担当教員(教員免許を有する教員)
または、日本語指導担当教員＋指導補助者
- ④授業時数: 年間10単位時間から280単位時間までを標準とする
- ⑤指導の形態及び場所: 原則、児童生徒の在籍する学校における「取り出し」指導
- ⑥指導計画の作成及び学習評価の実施: 計画及びその実績は、学校設置者に提出

2. 制度導入により期待される効果

- 児童生徒一人一人に応じた日本語指導計画の作成・評価の実施
→ 学校教育における日本語指導の質の向上
- 教職員等研修会や関係者会議の実施
→ 地域や学校における関係者の意識及び指導力の向上
- 学校教育における「日本語指導」の体制整備 → 組織的・継続的な支援の実現

3. 支援体制

国の施策



【設置者】・学校への指導助言 ・人的配置、予算措置 ・研修の実施 等
【学 校】・学校教育への位置付け ・指導計画の作成、指導、評価 等
【支援者】・専門的な日本語指導 ・母語による支援 等
・課外での指導・支援 等

高等学校等における日本語指導の制度化について

- ▶ **公立高等学校に在籍する日本語指導が必要な生徒は増加**している（H22：2,224人→R3:4,808人）。外国人生徒向け高校進学ガイダンスや、公立高等学校入学者選抜における外国人生徒特別定員枠の設定等の取組が進められており、今後も増加が見込まれる。
- ▶ 他方、公立高等学校の日本語指導が必要な生徒については、高校生全体に比して、**中途退学率が高い、就職者における非正規就職率が高い**、等の課題が明らかになっている。
- ▶ このような状況の中、高等学校において日本語指導が必要な生徒に対し、**日本語指導をはじめとするきめ細かい指導・支援**の取組を進めることが重要。

➡ **令和3年1月の中教審答申、同9月の検討会議報告の提言を踏まえ、高等学校段階において「特別の教育課程」を編成し、日本語の個別指導とその単位認定を可能とする省令・告示等の改正を令和4年3月に行った。**

改正の概要

○学校教育法施行規則の改正

- ・高等学校において、日本語を理解し、使用する能力に応じた特別の指導を行う必要がある者を教育する場合には、**特別の教育課程によることができる。**
- ・特別の教育課程による指導の実施形態は、
 - ①生徒が在学する高等学校において指導を受ける
 - ②他の高等学校に定期的に通級し、指導を受ける

○高等学校学習指導要領・特別支援学校高等部学習指導要領の改正

- ・日本語の能力に応じた特別の指導を行う場合は、**教師間の連携、個別の指導計画の作成に努める。**
- ・単位の修得の認定に関する留意事項として、
 - ①学校は、生徒が履修した成果が指導目標からみて満足できると認められる場合は、単位の修得を認定しなければならない
 - ②年次ごとの単位の認定を原則とするが、年度途中から指導を開始する場合などは、2以上の年次にわたる授業時数を合算して単位の修得を認定することもできる。

○平成26年文部科学省告示第1号の改正

- ・日本語の能力に応じた特別の指導を、高等学校の**教育課程に加え、又はその一部に替える**ことができる。
- ・ただし、必履修教科・科目、総合的な探究の時間、特別活動に替えることはできない。
- ・日本語の能力に応じた特別の指導に係る修得単位数は、**21単位を超えない範囲**で、卒業までに履修させる単位数（74単位以上）に含めることができる。

✓ 加える場合の例（授業時数が増加する）

各学科に共通する 必履修教科・科目	総合的な探究 の時間	選択教科 ・科目	日本語の能力に 応じた特別の指 導	特別 活動
----------------------	---------------	-------------	-------------------------	----------

✓ 一部に替える場合の例（授業時数が増加しない）

各学科に共通する 必履修教科・科目	総合的な探究 の時間	選択教科 科目	日本語の能力に 応じた特別の指 導	特別 活動
----------------------	---------------	------------	-------------------------	----------

今後の予定

- ・令和5年4月 制度の運用開始

外国人の子供の就学状況等調査結果(令和3年度)

調査基準日: 令和3年5月1日

(1) 就学状況の把握状況

I 学齢相当の外国人の子供の人数(住民基本台帳上の人数133,310人)

II 学齢相当の外国人の子供の就学状況の把握状況(下表)

III 不就学の可能性があると考えられる外国人の子供の数を単純合計すると(③+⑤+⑥)、10,046人となる。(さらに④を加えると13,240人。)

区分	住民基本台帳上の人数	市町村教育委員会から報告のあった人数						(参考) ⑥住民基本台帳上の人数との差(人)
		就学者数		③ 不就学	④ 出国・転居 (予定含む)	⑤ 就学状況 確認できず	計 (人)	
		①義務教育 諸学校	②外国人 学校					
小学生相当 計	93,474	79,270	5,260	430	2,244	5,826	93,030	444
(構成比)		(85.2%)	(5.7%)	(0.5%)	(2.4%)	(6.3%)	(100.0%)	
中学生相当 計	39,836	32,878	2,662	219	950	2,771	39,480	356
(構成比)		(83.3%)	(6.7%)	(0.6%)	(2.4%)	(7.0%)	(100.0%)	
合計	133,310	112,148	7,922	649	3,194	8,597	132,510	800
(構成比)		(84.6%)	(6.0%)	(0.5%)	(2.4%)	(6.5%)	(100.0%)	

※ ④には、出国者も多く含まれるが、国内転居の後に不就学状態になっている者も含まれている可能性がある。他方、⑤、⑥には、実際には就学者も含まれている可能性があると考えられる。今回の調査は、あくまで市町村教育委員会が把握している外国人の子供の就学状況について調査を行ったものであるため、設置主体が当該市町村教育委員会とは異なる学校(国私立学校、外国人学校等、他市町村の学校)については、実際には在籍していても、当該市町村教育委員会がその状況を把握していないなど、実際の在籍状況とは異なる場合もあり得る。

「外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針」(令和2年7月1日 文部科学省)

「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」(令和2年6月23日閣議決定)に基づき、**外国人の子供たちが将来にわたって我が国に居住し、共生社会の一員として今後の日本を形成する存在であることを前提に、日本における生活の基礎を身に付け、その能力を伸ばし未来を切り拓くことができるよう、**外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等のために**地方公共団体が講ずべき事項**を指針として策定。

1. 外国人の子供の就学の促進及び就学状況の把握

(1) 就学状況の把握

- 教育委員会が住民基本台帳部局等と連携し、**学齢簿において外国人の子供の就学状況も一体的に管理・把握する**
- 外国人学校等も含めた就学状況の把握

(2) 就学案内等の徹底

- 就学に関する広報・説明の実施
- 住民基本台帳等の情報に基づく就学案内の送付**
- 日常生活で使用する言語での情報提供
- 個別の就学勧奨の実施
- プレスクールや初期集中指導等、円滑な就学のための取組
- 幼稚園等への就園機会の確保

(3) 出入国記録の確認

- 必要に応じ、**在留外国人出入国記録の照会等の手段を活用し、居住実態を把握**

2. 学校への円滑な受入れ

(1) 就学校の決定に伴う柔軟な対応

- 通学区域内の義務教育諸学校において受入れ体制が整備されていない場合、保護者申し立てにより受け入れ体制が整った学校への就学校変更

(2) 障害のある外国人の子供の就学先の決定

- 総合的な観点からの就学先決定、言語・教育制度・文化的背景の違いに留意した本人や保護者への丁寧な説明

(3) 受入れ学年の決定等

- ただちに年齢相当学年の教育を受けることが適切でないと認められるときに、下学年への入学を認める
- 進級・卒業に当たり、学習の遅れに対する不安により保護者等からの要望がある場合に、補充指導や、進級・卒業の留保などの措置をとる

(4) 学習の機会を逸した外国人の子供の学校への受入れ促進

- 本人や保護者の希望に応じ、日本語学校・日本語教室等での受け入れ、学校生活への適応につなげる支援、望ましい時期での学校への入学

(5) 学齢を超過した外国人への配慮

- 本人の希望等を踏まえ公立中学校での受入れが可能、夜間中学を設置している自治体においては夜間中学への入学が可能であることを案内

(6) 高等学校等への進学促進

- 早い時期から**進路ガイダンス・進路相談等**を実施
- 公立高等学校入学者選抜**において、**外国人生徒特別定員枠の設定等の取組**を推進

3. 外国人関係行政機関・団体等との連携の促進

- 教育委員会と住民基本台帳部局・国際交流部局・福祉部局等、公共職業安定所、地方入管等、支援団体や日本語学校等との連携

帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業

令和5年度要求額
(前年度予算額)

1,187百万円
1,058百万円

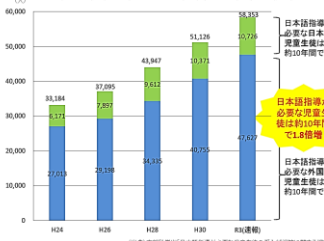


背景・課題

- ✓ 公立学校で日本語指導が必要な児童生徒は約5.8万人（約10年間で1.8倍）と増加し、多様化に加えて集住化・散在化が進行
- ✓ 学校生活に必要な日本語等を身に付けるための特別な指導を受けていない児童生徒が約1割存在
特別な指導を受けている児童生徒のうち「特別の教育課程」による指導を受けている児童生徒は約7割に留まる
- ✓ 学齢相当の外国人の子供のうち不就学、又は不就学の可能性のある者は約1万人
⇒ 外国人の子供の就学促進を図るとともに、帰国・外国人児童生徒等の学校での教育環境を整備するためには、日本語指導補助者や母語支援員の派遣等の指導体制の構築や、きめ細かな指導を行うためのICTを活用した支援等、各地方公共団体が行う取組みに対する支援を拡充することが不可欠

公立学校における日本語指導が必要な児童生徒数の推移①

(小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、義務教育学校、特別支援学校)



事業内容

I. 帰国・外国人児童生徒等に対する きめ細かな支援事業 (事業期間：H25～)

予算額 : 1,047百万円 (951百万円)
補助対象 : 都道府県・市区町村
※指定都市・中核市以外の市区町村は
都道府県を通じた間接補助
補助率 : 1/3

【実施項目】

- 運営協議会・連絡協議会の実施
- 日本語指導補助者、母語支援員の派遣
- 幼児や保護者を対象としたプレスクール
- 親子日本語教室
- オンライン指導や多言語翻訳システムなどICTを活用した教育・支援
- 高校生等に対する包括的な教育・支援 等

(参考) 令和4年度補助実績

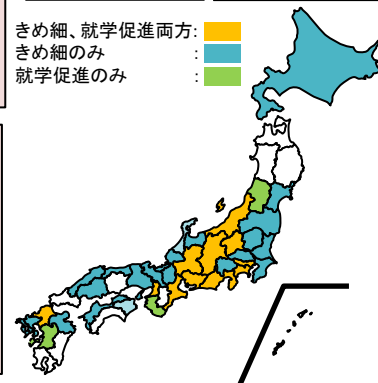
【きめ細事業実施】

2 8 都道府県
1 5 指定都市
2 0 中核市
9 1 市区町村

【就学事業実施】

1 県
4 指定都市
3 中核市
1 8 市区町村

きめ細、就学促進両方 :
きめ細のみ :
就学促進のみ :



<関連する政府方針(抄)>

- ・全ての外国人の子の就学状況を一体的に管理・把握する体制を2025年度までに構築するため、2022年度に就学状況等調査を毎年度行うよう変更する。「成長戦略フォローアップ」(R4.6.7閣議決定)
- ・外国人児童生徒の就学機会の適切な確保に向けて、就学状況の把握・就学促進のための取組を更に充実させる必要がある。また、就学促進を図るためにも、学校における受入れ体制の充実やきめ細かな日本語指導の充実に取り組む必要がある。「外国人材の受入れ・共生に関する総合的対応策」(R4.6.14関係閣僚会議決定)
- ・日本語教育の推進や外国人児童生徒等の就学促進を含め、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」等に基づき施策を着実に実施し、外国人との共生社会の実現に向けて取り組む。「経済財政運営と改革の基本方針2021」(R4.6.7閣議決定)

II. 外国人の子供の就学促進事業 (事業期間：H27～)

予算額 : 139百万円 (107百万円)
補助対象 : 都道府県・市区町村
補助率 : 1/3

【実施項目】

- 不就学等の外国人の子供に対する日本語、教科、母語等の指導のための教室
- 上記教室にて指導を行う指導員の研修
- 就学状況や進学状況に関する調査
- 日本の生活・文化への適応を目指した地域社会との交流 等

アウトプット(活動目標)

- 学校における帰国・外国人児童生徒等の受入れ体制を整備する自治体の取組を支援するため、公立学校における指導・支援体制の構築及び受入促進に関する事業実施の地域数を増加(Ⅰ. 帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業)
- 外国人の子供の就学促進に取り組む自治体を支援するため、外国人の子供の就学促進事業実施数を増加(Ⅱ. 外国人の子供の就学促進事業)

アウトカム(成果目標)

- 初期(令和6年頃)
 - 日本語指導等の体制整備が進み、外国人児童生徒等の増加・多様化に関わらず、きめ細かな指導が提供される
 - 全国の自治体で就学管理の改善が図られる
- 中期(令和8年頃)
 - きめ細かな支援事業の取組成果が全国に普及し、多くの自治体できめ細かな指導が提供される
 - 全国の自治体で全ての外国人の子供の就学状況が一体的に管理・把握できるようになり、就学促進の取組が推進される
- 長期(令和10年頃)
 - 全国どの地域の公立学校においても充実した日本語指導等が受けられるようになる
 - 公立学校小・中学校等への就学を希望する全ての外国人の子供が就学する

- 全国の高校で「特別の教育課程」の編成・実施による日本語指導を受ける生徒の割合が増える
- 全ての日本語指導が必要な児童生徒が希望に応じて高校・大学等に進学して適切な教育を受け、日本社会で自立して生活し、自己実現を図ることができる

インパクト(国民・社会への影響)

全ての外国人の子供が就学する機会を得るとともに、日本語指導が必要な全ての児童生徒が学校で充実した教育を受けることで、日本における生活の基礎を身に付け、その能力を伸ばし未来を切り拓くことができる